

進路だより

No. 6



静岡県立浜松視覚特別支援学校
進路指導課
令和6年10月18日（金）

10月に入ってやっと秋の訪れを感じるようになりました。校庭周囲の木々の下でザクッと落ち葉を踏み締めたり、ふと耳を澄ますと、あちらこちらからコオロギの鳴き声が聴こえてきたりします。

皆さんにとっての秋はどんな秋でしょうか。食欲の秋、スポーツの秋、文化の秋…、人それぞれにいろいろな秋があると思います。校庭を吹き抜ける爽やかな風を感じながら、未来の自分について考えてみる「進路の秋」というのはいかがでしょうか。

今回は、去る7月26日（金）に行ったPTA施設見学について報告します。

★★ PTA 施設見学の報告 ★★

NPO 法人六星 ウイズかじまち（生活訓練事業所）

ウイズかじまちは、令和4年10月に開設されました。浜松駅から徒歩5分程度のところにあるビルの4階です。視覚に障害のある方が浜松駅まで電車やバスに乗って来て、そこから歩いて来られるようにと、この場所に開設したそうです。

視覚に障害のある方の「生活訓練事業所」は、全国的にも数が少ないそうで、ウイズかじまちは非常に重要な施設となっています。利用の登録をした方が、1コマ90分の単位でICTの練習などをされています。私たちが見学した日も、パソコンの読み上げ機能を使ってエクセルの操作方法について相談されている方がいました。

これ以外にも、誰でも参加でき、日頃の悩みや疑問を解消したり、便利な情報を教わったりできる「サロン」も開かれています。毎月第4木曜日の午後1時30分から行われ、毎回、見えにくさのある方やそのご家族、視能訓練士や福祉・教育の専門家、大学生などでにぎわっているそうです。グループでの情報交換だけでなく、個別に専門家に相談することもできるそうです。

今回の見学を通して、NPO 法人六星の使命感に触れ、尊敬と感謝の気持ちでいっぱいになりました。学校に通っている期間は学校が頼りになる場所であると思いますが、ウイズは卒業後の長い人生をそばで一緒に歩いてくれる、頼りがいのある施設とスタッフの皆さんだと感じました。みなさんにも一度、サロンに足を運んでいただいて、そこに集う方々と話をしてみたいと思いました。



いくつもある個別相談ブース



便利グッズやレンズ類のお試しコーナー

株式会社静岡銀行（ヘルスキーパー業務）

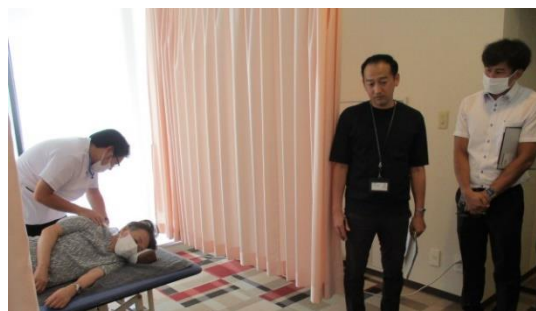
今回見学したのは、JR 草薙駅にほど近いしずぎん本部タワーです。この本部タワーには、この4月から本校専攻科の卒業生、中村さん（平成20年度卒）がヘルスキーパーとして勤務されています。20階建てのビル全体で2,000人超のグループ会社の社員がおられるとのことで、中村さんは、この社員の皆さんからオンラインシステムであん摩の予約を取っているとのことです。広大なビルの一角が社員の休憩エリアとなっていて、その一部がヘルスキーパールームとなっています。中村さんの勤務時間は8時40分から17時で、30分間のあん摩を毎日6人の方に施術しているとのことです。施術の合間には、施術の記録や予約管理、機器の消毒や洗浄を行っているとのことです。

私たちの見学の受け入れに際してご尽力くださった経営管理部給与厚生グループの澤田課長様によれば、ヘルスキーパーは社員に大変好評とのことで、予約は常に埋まっているとのことでした。今後も社員の福利厚生には力を入れていきたいとのことで、グループ企業全体としてさらにヘルスキーパーの雇用を進めていきたいとのことでした。

最後に見学に参加した専攻科の生徒さんのアンケートをいくつか紹介します。「ヘルスキーパー自体の必要性など理解できた。」「就職の選択の一つとして考えられました。」「今日は自分の進路について真剣に考える良い機会になり感謝しています。」



会議室で説明を聞きました。



温かな雰囲気ของヘルスキーパールーム

★★ ワンポイント情報 ★★

～児童福祉法で定める障害福祉サービス～

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づくサービス（18歳以上）と児童福祉法に基づくサービス（18歳未満）に分かれています。18歳以上の障害福祉サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業があり、以前進路だより第3号（6月発行）のワンポイント情報で概説しました。今回は、児童福祉法で定める障害福祉サービスについて説明します。

厚生労働省によると、令和6年4月、児童福祉法が改正され、それまでいくつもの制度に分かれていて分かりにくかった障害福祉サービスが、児童福祉法に一元化されて分かりやすくなったとのことです。下記の資料は、厚生労働省のホームページから該当部分を抜粋したものです。

なお障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の中には、18歳未満の幼児児童生徒であっても、各市町村独自の判断で活用できる制度があります。（日常生活用具給付等事業、日中一時支援など）

詳細な情報については、下記の QR コードをご活用ください。

◇進路だより第3号



◇障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000117930.pdf>



◇地域生活支援事業の概要 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/chiki/gaiyo.html



児童福祉法で定める障害福祉サービス（令和6（2024）年4月改正）

（1）障害児通所支援（市町村が所管）

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

②医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。

③放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

（2）障害児入所支援（都道府県や政令指定都市が所管）

①福祉型障害児入所施設

施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

②医療型障害児入所施設

施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

わからないことがありましたら、進路指導課までお気軽にお尋ねください。それではまた、次号でお会いしましょう。